

コワーキングスペース(スポット利用プラン)利用約款

第1条(利用約款の目的)

1. コワーキングスペース(スポット利用プラン)利用約款(以下「本約款」といいます。)は、nex株式会社(以下「当社」といいます。)および当社と当社が提携する第三者が運営の提携施設(以下、総称して「本施設」といいます。)を、会員が利用するにあたって遵守していただく事項を定めております。
2. 本施設の利用を希望される方は、本約款および本施設が入居する一棟の建物(以下「本建物」といいます。)の管理運営者が定める規則、その他会員が本施設を利用するにあたって遵守すべき事項等に同意のうえ、会員登録手続完了後に本施設の利用を開始することができます。

第2条(会員登録手続)

1. 本施設の利用を希望される個人または法人は、THE HUB専用のアプリケーション(以下「専用アプリ」といいます。)をダウンロードして会員登録手続を行ってください。ただし、専用アプリにより会員登録が可能な利用人数は、1アカウントのみとなります。
2. 複数アカウントの利用を希望する法人は、THE HUBのウェブサイト内にある申込フォームから、申込および契約手続を行ってください。
THE HUB公式ウェブサイト <https://thehub.nex.works/>
3. 複数アカウントの利用を希望する法人は、会員登録手続完了後、当社または管理運営者から会員に対し、会員のメールアドレス宛にID/PASSの情報を送信しますので、その情報によりログインして本施設を利用してください。

第3条(アプリ予約)

1. 会員は、専用アプリにて利用時間と利用場所を入力・選択のうえ、本施設の利用を予約することができます。
2. 前項により、専用アプリにて本施設の利用予約をした場合、当該予約完了時に当社より付与されるQRコードを本施設に設置されているカメラにかざして入室するか、もしくは本施設の受付係員に提示することにより利用を開始することができます。

なお、本施設の利用開始にあたり、通信端末の不携帯、紛失などの理由でQRコードを提示できない場合には利用できませんのでご了承ください。

第4条(利用料金)

1. 利用料金は、専用アプリ内で確認することができますので、会員は、事前に利用料金を確認したうえで利用予約を行うものとします。
2. 会員は、利用時間に応じて、前項に定める利用料金を支払うものとします。
3. 会員は、クレジットカード(以下「カード」といいます。)およびその他当社が指定する決済方法(以下「その他決済方法」といいます。)により利用料金を支払うものとします。予約時に利用料金支払いのために有効なカードおよびその他決済方法に関する情報を登録するものとします。
4. 当社は、会員が登録したカードおよびその他決済方法の情報に基づき、カード発行会社およびその他決済方法の提供会社に対し、所定の期日に当月分の利用料金の請求手続を行います。万一、当社による請求がカード発行会社およびその他決済方法の提供会社により否認された場合、当社は、会員のメールアドレス宛に、別途、利用料金の請求を行いますので、会員は、当社の請求に従い、利用料金を支払うものとします。
5. 会員は、本施設の利用を継続する限り、カードおよびその他決済方法による利用料金の支払が継続することを予め承諾するものとします。
6. 当社は、3週間前の事前通知のうえ、利用料金を変更することができるものとします。
7. 第1項の定めにかかわらず、予約時間を超過して無断利用し、その利用時間が60分未満は1時間、60分以上120分未満は2時間、120分以上の場合は3時間を利用したものと見做し、超過利用時間に対して倍額の違約金を支払うものとします。

なお、予約時間を超過したことにより、本施設から退室することができず、当社および当社緊急センターにて当該施設の開錠をすることに至った場合、緊急対応費用として、1回の開錠作業につき、金5,000円(別途消費税)を支払うものとします。

第5条(入室拒否・退出事由)

当社は、会員が次のいずれかに該当することが判明した場合、会員による本施設の

利用を拒絶し、または強制的に退出していただくことがありますのでご了承ください。

- (1) 過去に利用料金の支払を怠ったことがある場合。
- (2) 過去に本施設を利用した際に、禁止事項(第8条第1項において定義します。)に該当する行為を行った場合。
- (3) 過去に本施設を利用した際に、運営スタッフが入室拒否、または退出を求めたことがある場合。
- (4) 過去に本施設を利用した際に、運営スタッフの指示に従わなかったことがあった場合。
- (5) 伝染病に罹患していると認められる場合。
- (6) 服装、頭髮の汚れ、体臭等により、他の利用者に著しく迷惑を及ぼし、または及ぼす恐れがあると運営スタッフが判断した場合。
- (7) 会員が反社会的勢力に該当する場合。
- (8) その他、当社において本施設の利用が不適切と判断した場合。

第6条(本施設の利用)

1. 会員は、本約款及び本建物の管理運営者が定める規則等その他運営者の指示または注意事項に従い、本施設を利用するものとします。
2. 当社および管理運営者が本施設内のエリアごとにルールを定めることがありますので、会員は、そのルールにしたがって本施設を利用するものとします。
3. 他の会員との間で紛争が生じた場合、会員は、自らの責任において紛争解決するものとし、当社および管理運営者は何ら関与いたしません。ただし、当該紛争により、他の利用者に迷惑を及ぼすと運営者が判断したときは強制的に退出いただく場合があります。

第7条(インターネット通信)

1. 本施設では、会員のPC・スマートフォンを用いて、当社および管理運営者が無償提供する共用のインターネットにより、通信を行うことができます。
2. 本施設内の無償インターネットに無線LANで接続することができる場合は、本施設内にその旨、表示しておりますので、ご確認ください。
3. 当社および管理運営者において、インターネットへの接続及びPCサポートのサービスを提供しておりませんので、会員は、会員の責任でご利用ください。
4. 原因の如何を問わず、当社および管理運営者が会員に対して、インターネット通

信を提供することができなくなった場合、またはインターネット通信ができなくなったことにより、会員に何らかの損害が生じた場合でも、当社および管理運営者は、会員に対して何ら損害賠償責任を負わないものとします。

第8条(禁止事項等)

1. 会員は、次の各号に掲げる行為してはならないものとし、当社および管理運営者は、会員が当該禁止行為を行った場合には、直ちに本施設の利用停止の措置をとることができるものとします。
 - (1) 本施設および本建物の立ち入り禁止箇所に立ち入ること。
 - (2) 本施設の営業時間外に本施設および本建物内へ入場すること。
 - (3) 会員以外の第三者を本施設内の待合または会議室以外のスペースに入場させ、利用させること。
 - (4) 当社の事前の許可なく、本施設および本建物の住所や名称を用いて、会員の業務の営業拠点として名刺を含むすべての印刷物またはホームページ等の電子媒体に掲載し、あるいは本店または支店登記をすること。
 - (5) 当社の事前の許可なく、本施設および本建物の住所および名称を会員の郵便物の宛先として使用すること。
 - (6) 本施設および本建物を利用する他の会員および第三者に迷惑を及ぼす騒音や振動または臭気等を発する行為。
 - (7) 本施設内に私物等を置くことで、長時間占有したり、場所の確保を行うこと。
 - (8) 本施設内において、運営者が指定する場所および指定する時間外で飲食すること。
 - (9) 本施設および本建物敷地内において、運営者が指定する場所以外で喫煙すること。
 - (10) 本施設および本建物敷地内において、飲酒すること。
 - (11) 当社の事前の許可なく、本建物の乗用エスカレーターまたは乗用エレベーターを利用して手荷物以外の物品の搬出入を行うこと。
 - (12) 本建物内に動物を持ち込みまたは飼育する行為(運営者の事前の許可を得た盲導犬、聴導犬または介助犬等を除く)。
 - (13) 本施設および本建物内に看板・ポスター等の広告物を掲示すること。

- (14) 本施設および本建物内において、商品の販売、物品の修理その他金員の授受をとまなう取引、勧誘等の営業活動、宗教または政治活動を行うこと。
- (15) 本建物内で火気等を使用または火気等を持ち込むこと。
- (16) 他の会員に嫌悪感を与える服装で本施設を利用すること。
- (17) 吸殻・紙屑・塵芥その他の物を運営者の指定する場所以外に廃棄もしくは放置すること。
- (18) 本建物において法令等に違反する行為を行うこと。
- (19) 公序良俗に反する行為、その他運営者が不適切と判断する行為を行うこと。
- (20) 本施設内において、会員が著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、運営者および他の会員に不安を覚えさせること、または他の会員の迷惑となる行為をすること。
- (21) 故意または過失により本施設を毀損すること。

2. 会員は、本施設を次の各号の業種またはそれに類する事業を行うための事務所として使用してはならないものとします。

- (1) 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律第2条において定義する業種
- (2) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業
- (3) 特定の宗教団体の布教活動に関与する業種
- (4) 特定の政治団体の政治活動に関与する業種
- (5) その他運営者が不適当と認めた業種

3. 会員は、第1項に反して禁止行為を行い、または前項に反して本施設を使用したことにより、運営者または他の会員もしくは第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第9条(登録の抹消)

1. 当社または会員は、会員登録を抹消しようとする場合には、互いに相手方に対し通知をすることにより、通知した日の翌月末日をもって、会員登録を抹消することができるものとします。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員に対し、何らの催告を要せず、直ちに会員登録を抹消することができるものとします。

- (1) 会員が利用料金の支払を怠ったとき。
- (2) 会員が本約款の規定に違反し、当社が会員に対し、当該違反行為の是正を求めたにも関わらず是正しないとき。
- (3) 会員が、犯罪または犯罪の嫌疑を受け、警察または捜査機関による捜査等が開始されたとき。
- (4) 会員について、破産手続開始・民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類似する法的整理開始の申立があったとき。
- (5) 会員が、解散の決議を行いまたは解散命令を受けたとき。
- (6) 会員が本施設内において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、当社および他の利用者に不安を覚えさせる行為をしたとき。
- (7) 会員が、他の利用者に迷惑となる行為をしたとき。
- (8) 会員が、本施設を故意に毀損したとき。
- (9) 会員に公序良俗に反する行為があったとき、またはそのような行為を助長する恐れがあるとき。
- (10) 会員が、当社の信頼を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (11) 会員が第14条に違反していることが判明したとき。

3. 第1項または前項により会員登録が抹消された場合、登録抹消日(登録抹消日が土曜日、日曜日、祝祭日その他当社が指定する休業日に該当するときは、当社の前営業日)の15時にて本施設の利用ができなくなります。
4. 会員は、第1項により登録が抹消されたときは、登録抹消日から起算して3日以内に貸与された鍵等を当社宛に持参または郵送(簡易書留または宅配便に限定します)にて返還するものとします。会員が鍵等を紛失した場合または所定に期日までに返還しない場合は、会員は、当社に対し、ロッカーその他の鍵の交換再発行手数料(メーカーにより異なるため別途見積り)を支払わなければなりません。
なお、郵便物の誤配または郵送中の封筒の破損等により、鍵等を返却できない場合も紛失したものとみなします。
5. 会員が本施設内に置き忘れまたは残置した物品があるときは、会員が物品の所有権を放棄したものとみなして廃棄処分します。

なお、廃棄処分費用は会員の負担とし、会員は当社の請求に従い、その費用を支払わなければなりません。

第10条(本約款の変更)

運営者は、別途、当社が適当と定める方法で、相当な期間までに会員に対し、事前に通知することにより、いつでも本約款の内容を適宜変更することができるものとします。

第11条(損害賠償)

会員は、法令、本約款等に違反したことにより、またはこれに関連して、他の会員、当社または管理運営スタッフに損害を生じさせた場合、これを賠償する義務を負います。

第12条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、保有する会員の個人情報を「nex株式会社・個人情報保護方針」に従い、管理するものとします。
プライバシーポリシー: <https://www.gig.co.jp/policy/privacy>
2. 会員は、当社に対し提供した会員に関する個人情報が正確であることを保証するものとし、万一、当該情報が不正確であったことによる会員または第三者に生じる損害について、当社は一切の責を負いません。

第13条(秘密情報)

1. 本契約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全てならびに、本契約期間内に、会員が知り得た他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
ただし、次の各号に該当することを証明することのできる情報については、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 会員が知り得た時点ですでに公知の情報またはその後会員の責によらずして公知となった情報。
 - (2) 会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (3) 会員が知り得た時点ですでに保有している情報。
 - (4) 会員が知り得た情報によらずして独自に開発した情報。
2. 会員は、秘密情報を知った場合、自らの責任で秘密情報を管理しなければなら

ないものとし、当該秘密情報を本人の許可なくソーシャルネットワークサービスや、自身のホームページやブログなどインターネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、運営者に対し、次の各号に該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が、反社会的勢力ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本約款に基づく利用契約を締結するものではないこと。
2. 会員は、本施設の利用にあたり、本施設を反社会的勢力の活動の拠点に供し、または反社会的勢力の構成員または関係者を入室させるなど、反社会的勢力に本施設の全部または一部を利用させることができないものとします。

第15条(準拠法および管轄裁判所)

1. 本約款の準拠法は日本法とします。
2. 本約款に起因する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(発効および改定)

1. 本約款は、2022年7月1日から発効するものとします。
2. この利用約款は、2023年12月1日に一部改訂しました。